

違法駐車車両の移動、保管等を行った場合に納付すべき負担金の額を定める規則

昭和62年4月1日

山口県規則第31号

違法駐車車両の移動、保管等を行った場合に納付すべき負担金の額を定める規則をここに公布する。

違法駐車車両の移動、保管等を行った場合に納付すべき負担金の額を定める規則

違法駐車車両の移動又は保管を行った場合に徴収する費用の額を定める規則（昭和58年山口県規則第8号の2）の全部を改正する。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第2項、第3項又は第5項から第11項までの規定により車両の移動、保管等を行った場合における同条第16項後段の規定による当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額は、次のとおりとする。

区 分	負 担 金 の 額
車 両 の 移 動	12,000円
車 両 の 保 管	1時間当たり200円
車 両 の 開 錠	開錠に要した費用に相当する額